

## 山吹区 主要道路申し合わせ書

私たちの住む地域は、豊かな自然に恵まれた誇りある歴史のもとに発展してきた人情豊かなふるさとです。この貴重な財産を守り、安全で安心して暮らせる地域作りをすすめることは私たちに課せられた努めです。これまでも区条例や住民協定等により住民の暮らしを守るため力を注いでまいりましたが、道路が整ってくるに従い、沿線のより快適な生活環境の向上を目指して住民の合意により次の申し合わせ書を結びます。

この申し合わせの区域は、山吹地区内全域とします。

- 一、 緑豊かな自然環境を守り、無秩序な開発はしないように努めます。
- 一、 所有する沿線の土地等を転用したり売買する場合は事前に区に届け出るように努めます。
- 一、 土地の形質変更は、農村の田園風景に調和するようにできるだけ緑化に努めます。
- 一、 建物や看板等の形や色は、農村の田園風景に調和するように努めます。
- 一、 広告物はこの区域内の自己用のもの及び公益に資するもの以外は設置しないように努めます。
- 一、 屋外広告物の設置のために、敷地を売ったり貸したりしないように努めます。
- 一、 広告物の色、デザイン、照明は、農村の田園風景に調和したものとし、美観をそこなわないように維持管理に努めます。
- 一、 駐車場のない場所への自動販売機は設置しないように努めます。
- 一、 不法投棄、空き缶の散乱を監視し、景観の保全に努めます。
- 一、 有害自動販売機は設置しません。
- 一、 有害自動販売機設置のために、敷地を売ったり貸したりしません。
- 一、 交通規則を守り、安全運転に心掛け、子供やお年寄り等歩行者保護に努めます。
- 一、 交通安全に支障となる場所への構造物および広告物等は設置しないように努めます。
- 一、 道路沿線の草刈や蔭地の解消に努めます。
- 一、 道路にはみ出した立木は土地所有者、または耕作者の責任において、伐採に努力します。
- 一、 暴走行為や安眠を妨げる行為を許しません。

右の事項について、私たちは申し合わせをいたします。

### 高森町山吹区

平成十三年十一月十二日 区会承認  
平成十三年十一月十二日 区会制定